

日本の水際対策強化（スイスからの帰国・再入国者に対する検疫強化）他

【ポイント】

●12月3日午前0時（日本時間）以降に日本に到着する全ての帰国者・再入国者は、ワクチン接種証明書の有無にかかわらず検疫所の確保する宿泊施設等での3日間の待機（入国日を含めない）が必要となります。その後引き続き、残りの期間（入国翌日から起算して14日間）は自宅等での待機が求められます（10日目以降の隔離の短縮措置は停止されています）。

●その他、これまでお知らせしている日本への帰国・入国にあたっての基本的な流れに変更はありません。日本到着時の空港検疫での検査、待機期間中の公共交通機関の不利用、自宅等での待機、位置情報の保存・提示、接触確認アプリの導入等についての誓約書の提出等は、これまでどおり求められます。

●また、ワクチン接種証明書をお持ちのかたでも、入国時には引き続き出国前72時間以内に受けた検査の陰性証明書が必要です。

●日本入国時の検疫検査には、時間がかかっていると、帰国した邦人の方からご報告が寄せられています。特に、入国後に検査や書類の審査を行う検疫エリアには売店がないという情報もあります。小さいお子様をお連れの方やご高齢の方など、長時間の待機に備えた準備（お水、スナックを準備するなど）をお勧めします。

●なお、日本からスイスにお戻りの方は、スイスの検疫措置も変更され、日本からの入国者は、ワクチン接種証明書をお持ちのかたでも、入国時には出国前72時間以内に受けたPCR陰性証明書あるいは、48時間以内の簡易証明書及び10日間の自主隔離が求められ、また公共交通機関の使用を控えるよう要請されています。

【本文】

1 検疫所の確保する宿泊施設等での3日間の待機

12月1日、日本政府はスイスを「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域」に指定しました。

12月3日午前0時（日本時間）以降に日本に到着する帰国者・再入国者は、ワクチン接種証明書の有無にかかわらず、すべての入国者は、検疫所の確保する宿泊施設等での3日間の待機が必要となります。その後引き続き、残りの期間（入国翌日から起算して14日間）は自宅等での待機が求められます（10日目以降の隔離の短縮措置は停止されています）。

2 その他の水際措置に変更はなし

全ての入国・帰国者は、日本入国時の検査をはじめ、引き続き以下のことが必要になり

ます。

日本に帰国／入国に際して必要な書類等は次の4つです。

- 検査証明書
- 誓約書
- アプリの登録
- 質問票

(1) 検査証明書

厚生労働省のサイトでは、検査証明書の様式は所定の書式の使用を奨励しつつ、所定の書式を使用することが困難な場合には、「検査証明書へ記載すべき内容」が満たされていれば、任意の書式の提出も可能との説明があります。

しかし、実際には、原則日本所定書式を使用するよう強く推奨しているため、任意の書式では、チェックイン時や出入国審査時に、確認に時間がかかったり、係員によって不備があると判断されてしまい搭乗・入国ができない恐れもあります。任意の書式を確認し、判断するのは最終的には航空会社並びに入国時の検査官にゆだねられているため、当館では、所定の書式での証明書の取得を強くお勧めしています。

また、スイス連邦政府により認められたワクチンを接種した方（2回接種済み）であっても、引き続き現地出発前72時間以内に実施した検査の陰性証明書が必要です。

日本の検査証明書書式（ドイツ語・英語版）[100211095.pdf \(emb-japan.go.jp\)](https://emb-japan.go.jp/100211095.pdf)

日本の検査証明書書式（フランス語・英語版）[100211096.pdf \(emb-japan.go.jp\)](https://emb-japan.go.jp/100211096.pdf)

日本の検査証明書書式（イタリア語・英語版）[100214983.pdf \(emb-japan.go.jp\)](https://emb-japan.go.jp/100214983.pdf)

(ア) 所定の書式での検査証明取得方法

チューリッヒ空港 Checkport (Check-in2, Level1)

在スイス日本国大使館では、チューリッヒ空港にある Checkport (Check-in2, Level1) において、PCR 検査結果を日本の厚生労働省が定める書式に記入してもらうことが可能との回答を得ました。

ただし、チェックポイントで検査した方に限ります。チェックポイントによれば、他の検査機関で検査した結果を持参して日本の書式への証明を求める日本への渡航者がおられ、混乱があったとのことで、チェックポイントでは、次の取扱をしています。

(i) 日本の検査証明書書式を印刷して持参の上、受付時に「渡航先が日本である。PCR検査を希望する。日本の書式を提出する必要があるのでこの書式に記入してほしい。」と必ず伝えてください。

(ii) 検査結果は、まず、メールあるいはテキストメッセージで送られてきます。

(iii) 送られてきた結果と、日本の書式を再度持参し、チェックポイントの受付に日本の書式への記載を依頼してください。

(注意1) チェックポイントでは、検査結果がでるまでに約5時間かかります。また、結果が出る時間は決まっています。

くわしくは、こちらのサイトで確認してください。

<https://checkport.info/covid-testcenter-flughafen-zuerich-2>

(注意2) チェックポートは事前に検査予約をすることはできません。週末は検査申請者が増加しており、日によっては1時間30分待ったという報告もあります。

時間に余裕をもってお出掛けください。

なお、チェックポートでは、受付時に必要な手続きの事前登録をWEB上で行っていますので、登録しておく、受付時に記入する手間が省けるとのことです。

くわしくは、こちらのサイトで確認してください。

<https://checkport.info/covid-testcenter-flughafen-zuerich-2>

(注意3) チェックポートの所定の書式には sample (採取検体) の記載がないため、不備があると判断され搭乗ができないとの報告が寄せられました。チェックポートで受検する場合は、必ず、日本政府指定の書式に記入してもらうよう依頼してください。

(注意4) チェックポートで受検される場合は、必ずPCR検査を受検してください。チェックポートで行われている抗原簡易検査 (Antigen-Schnelltest) は日本では有効と認められていない「定性」検査 (Qualitative antigen test) であると確認しました。日本へ帰国する際は、こちらの検査機関での抗原簡易検査 (Antigen-Schnelltest) ではなく PCR 検査を受検するようご注意ください。

(注意5) 日本入国には2021年3月19日以降、現地出発前72時間以内に実施した陰性証明書が必要ですが、トランジット先については、それぞれの国の水際措置が異なりますので、各国当局ないし航空会社に確認してください。

(イ) チューリッヒ空港チェックポート以外での所定の書式による検査証明書の取得方法
皆様の家庭医や、お住まいの地域の検査機関によっては、事情を説明され日本の書式に記載してもらったという報告も受けております。

まずは、次の内容を説明し、日本の書式に記載が可能かおたずねいただくのも一つの方法です。

(有効な検査方法・検体)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000825144.pdf>

(2) 誓約書

2021年1月14日より、全ての入国者を対象に、新たに日本の検疫措置 (入国後14日間の公共交通機関不使用、14日間の自宅または宿泊施設での待機, 位置情報の保存、保健所等から位置情報の提示を求められた場合には応じること等) を遵守する旨の誓約書の提出が必要です。

○誓約書のフォーマット

<https://www.mhlw.go.jp/content/000836303.pdf>

(3) スマートフォンの携行、必要なアプリの登録・利用

上記(2)の誓約書の誓約事項を実施するため、位置情報を提示するために必要なアプリ等を利用できるスマートフォンの所持が必要となります。検疫手続の際に、必要なアプリを利用できるスマートフォンの所持を確認できない方は、空港(検疫手続エリア)内でスマートフォンをレンタルしていただくよう、お願いすることになります。検疫手続終了後、入国審査へと続きます。

スマートフォンの携行は13歳以上の方は一人一台携行することを求められます。

なお、厚生労働省の説明では、航空機搭乗前のアプリのインストールは必ずしも求められていませんが、航空会社によってはアプリの提示をしないと搭乗手続ができないとしている航空会社もありますので、在スイス日本大使館では、搭乗手続前にアプリインストールの準備をされることをお勧めしています。

詳しくは以下の厚生労働省ホームページをご確認ください。

○スマートフォンの携行、必要なアプリの登録・利用について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00250.html

(4) 質問票

日本到着時に、電子質問票(質問票 Web)のQRコード提示が必要です。

これは、ご自身のスマートフォンやタブレットから「質問票 Web」にアクセスし、情報を入力した後に発行されるQRコードを検疫官へ提出するものです。また、この質問票 Webに加え、別途日本到着便の機内において「健康カード」が配布されますので、日本到着時には検疫官に対し「質問票 Web 入力後に発行されたQRコード」と「健康カード」の双方を提出してください。

スマートフォンやタブレットなどのデバイスをお持ちでない場合は、到着空港に設置されたPC端末の利用が可能です。台数に限りがあるため、可能な限り事前(出発前)に入力しておくことを厚生労働省はお勧めしています。

なお、厚生労働省の説明では、航空機搭乗前の入力は必ずしも求められていませんが、航空会社によっては「質問票 Web」への入力後に発行されるQRコードを提示しないと搭乗手続ができない、としている航空会社もありますので、在スイス日本大使館では、搭乗手続前にQRコードの準備をされることをお勧めしています。

○質問票 Web への到着前入力(厚生労働省)

https://p-airnz.com/cms/assets/JP/pdf/questionnaire_website_jp.pdf

○質問票 Web へのアクセス

<https://arqs-qa.followup.mhlw.go.jp/#/>

○厚生労働省 発表「水際対策に係る新たな措置について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

3 スイス入国時に関する注意事項

11月30日より、スイス政府は、日本を変異株がまん延する国・地域に指定し、ワクチン接種及び感染回復歴の有無にかかわらず、日本からの入国者は陰性証明提示に加え10日間隔離、4日目から7日目の間の再検査が新たに義務づけられ、空港からの公共交通機関の利用を控えるよう要請されています。

詳しくは、こちらをご確認ください。

○スイスへの入国にかかる各種措置について（2021年11月30日更新）

https://www.ch.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00052.html

（注：ただし、その後改訂された保健庁HPの入国案内には公共交通機関の利用に関する案内は記載されていません。本件措置の現時点での有効性については、確認が取れ次第改めて在スイス日本国大使館ホームページのスイス入国に関する情報にて掲載します。）

（連絡先）

○在スイス日本国大使館 領事班

電話：031 300 2222

Fax：031 300 2256

メール：consularsection@br.mofa.go.jp

ホームページ：https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在ジュネーブ領事事務所

（ジュネーブ州、ヴォー州、ヴァレー州及びティチーノ州にお住まいの方）

電話：022 716 9900

Fax：022 716 9901

メール：consulate@br.mofa.go.jp

ホームページ：https://www.geneve.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

（メール配信停止手続き）

○在留届を提出されている方がスイスから転出する場合又は既に転出された場合

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

○メールマガジン解除

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=ch>

○「たびレジ」簡易登録をされた方

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>